

# わったー町の国際交流!

International Exchange of WATTA Town

観光やビジネスで海外から多くの人々が訪れます。また、国際化が進む沖縄県。

グローバルな人財育成や国際協力を目的とした各市町村の取り組みをご紹介します。

平成27年度  
南米本部町出身子弟研修生修了証授与式

喜美東エリー

本部町 MOTOBU

語学や文化を学び、  
交流を通して育む新たな絆

沖縄本島北部の本部半島に位置する本部町は、日本一早い桜まつりの開催や、美ら海水族館があります。国内外から年間約460万人が訪れるという町では、次代を担う子どもたちが英語への意欲を高め、広い視野を育むことを目的として中高校生を対象に平成27年度から「本部つ子短期留学チャレンジ事業」をスタート。異文化を学びながら子どもたちならではの国際交流を育んでいます。

一方、開始から22年目になると「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業」では、毎年9月中旬から2月までの半年間、ペルー、アルゼンチン、ブラジルに移住した本部出身の子弟が日本語や沖縄文化を学習。町内のイベントなどにも参加し、町民との交流を図ります。これまで訪れた子弟は35名を数え、それぞれの国でムトウブンチュとしての誇りを胸に国際交流の絆を育んでいます。

沖縄の芸能は最高!

ムトウブンチュ大会で国際交流

「世界のウチナーンチ大会」に合わせて本部町では10月28日に「ムトウブンチュ大会」を開催。世界各国からやってきた110人のムトウブンチュが集結し、町民と交流しました。今年の9月にペルーからやって来た2名の研修生は、壇上でペルー町人会の活動を報告するとともに、受付で通訳としてスムーズな進行をサポートしました。

1ムトウブンチュ大会でペルーのダンスを披露する今年の研修生 2同じくムトウブンチュ大会でペルーの本部町人会の活動を紹介 3研修の修了式には講師と三線を披露(27年度)

本部町の国際交流活動

## 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることが禁止されています。

下記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※「公民権停止」とは? 選挙への立候補・選挙での投票・選挙運動への参加等が禁止されること。

### ① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対する寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

- 政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。
- 政党本人が自ら出席する結婚披露宴における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。
- 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

### ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることがあります。政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすること

は実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

### ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対する政治家名義の寄附を求めることがあります。政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすること

は禁止されており、選挙に関する寄附をすると処罰されます。

- 政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

### ④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対する花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出し、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

### ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対する、答礼のための手紙によるものを除き、年賀状・署中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されています。

### ⑥ 有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対する、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることが禁止されています。

みんなで徹底しよう  
**三ない運動**

求めない!  
贈らない!  
受け取らない!

これらのものも、  
政治家の寄附禁止の  
対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の  
結婚祝

地域の運動会・  
スポーツ大会への  
飲食物等の  
差入

お祭りへの  
寄附・差入

町内会の集会・  
旅行等の催物への  
寸志・飲食物の  
差入

落成式・  
開店祝等の  
花輪

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」 総務省 寄附の禁止 検索 (公財)明るい選挙推進協会 明るい選挙推進協会 三ない運動 検索

お問い合わせ

県選挙管理委員会 電話: 098-866-2141 FAX: 098-869-0289